

6 女性支援対策

〔現況及び施策の方向〕

女性支援事業の前身である婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、女性を巡る課題が多様化・複雑化・複合化してきたことをうけ、令和 6 年 4 月 1 日から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）が施行され、困難な状況にある女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした女性支援事業へ転換することとなった。

本県においても、令和 6 年 3 月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等を踏まえた上で、「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を、総合的かつ計画的に展開することとしている。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、女性相談支援センター（旧：婦人相談所）においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、県は平成 14 年 4 月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成 17 年 7 月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与した。

配偶者等からの暴力は、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があり、令和 2 年度の内閣府調査では、結婚したことのある人の 22.5%がDVの被害経験があると答えているなど、表面化していないDV事案も推定されるほか、「交際相手がいた（いる）」という女性のうち、12.6%が交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがあると答えており、県民の安心・安全な暮らしづくりを進める上で、依然としてDV対策が大きな課題となっている。

これらを踏まえ、県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指し、今後必要なDV対策の取組の方向性を示す「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」を令和 3 年 3 月に策定し、毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、計画に設定する目標の達成状況を検証し、状況の変化に応じて必要な見直しを図ることとしている。

〔「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R 7)
(1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保	DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	100%
(2) 若年層からの教育・啓発の充実	デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	75%以上
(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、どこに相談したらよいか分からなかった人の割合	0% (R 5)
(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	100%

〔「広島県困難な状況にある女性の支援計画」の重点項目と数値目標〕

重点項目	指 標	目標値 (R 7)
(1) 早期に相談しやすい環境の整備	女性相談に関する情報へのアクセスユーザー数	5,000人
(2) 一時保護機能の見直し	通信機器の使用や通学・通勤等外出の制約が緩和された一時保護委託先の数	3施設
(3) 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備	支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数	9市町

〔事業の内容〕

1 相談体制の整備（予算額 37,485千円）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3か所のこども家庭センターに女性相談支援員（旧：婦人相談員）計8人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、女性相談支援センターの機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和31年度創設）

第1表 こども家庭センター及び市女性相談支援員（旧：婦人相談員）の相談受付状況

（単位 件）

区 分	こども家庭センター		市婦人相談員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
令和5年度	2,945	690	4,233	2,357	7,178	3,047
令和4年度	2,774	637	4,384	2,542	7,158	3,179
令和3年度	2,428	633	4,278	2,341	6,706	2,974

（注）市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市及び東広島市に配置されている市婦人相談員（計16人）が扱った件数合計 〔一部1/2の国庫補助あり〕

2 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）への保護委託（予算額 79,246 千円）

施設入所による保護及び自立支援等が必要な者は、女性自立支援施設にその保護等を委託し、必要な支援を行う。（昭和 32 年度創設）

第 2 表 女性自立支援施設への保護委託状況

（単位 人）

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児
令和 5 年度	9	2	1,616	299	7	0
令和 4 年度	6	2	900	527	5	2
令和 3 年度	16	6	2,862	1,205	2	3

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

3 暴力被害女性支援体制整備事業（予算額 27,510 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。（平成 13 年度創設）

第 3 表 暴力被害女性支援体制整備事業の内容

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○DV・デートDVに関する意識啓発
発 生 後 の 支 援	○休日・夜間電話相談員の配置 ○通訳の確保 ○職員研修等の充実 ○同伴児童対応職員の配置 ○一時保護の実施等 ○一時避難場所を確保する市町への補助 ○被害者移送交通費等 ○人身取引被害者医療費
アフターフォロー	○カウンセリングの実施 ○関係機関連絡会議の開催 ○民間活動団体への補助

〔一部 1/2 の国庫補助あり〕